

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5 - 2102	商品陳列用具(つり下げ型)

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
F5 - 210B	全	商品陳列用具(吊り下げ型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D6 - 11	衣類つり下げ具。衣料用ハンガー、スカートハンガー、ズボンハンガー、ネクタイハンガー
F4 - 31	フック付き包装用台紙
F4 - 924	包装用つり下げ具

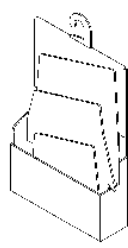
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
陳列用商品つり下げ具	

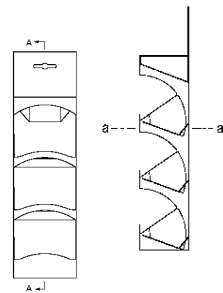
定義

本体上部につり下げ構造を有する陳列具。
 平板なハンガーはD6に。商品を陳列するための陳列専門用具で、下位に該当分類のないもの。商品陳列以外に共用できるものは除く。

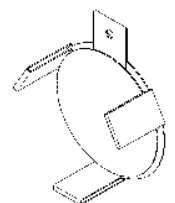
F5-2102 登録 1149852
陳列用商品つり下げ具



F5-2102 登録 1135604
紙製陳列箱



F5-2102 登録 1119876
商品吊下陳列具



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

F5 - 2102(商品陳列用具・つり下げ型)は、繰り返し使用するもの 商品、容器と共に売られるものは、F4 - 924(包装用つり下げ具)へ。

F5 - 210代とF4 - 30 ~ 31(包装用台紙) & F4 - 924(包装用つり下げ具)との関係について
 商品陳列用具(F5 - 210代)とは、商品を補充して、繰り返し使用される設備品であって、商品に付帯したままの状態の販売されるものは含まないし、陳列した商品完売の際には破棄されるものも含まない。
 具体的には、
 商品を補充して使用するもの
 - A: 商品保持部が切れ込み程度のもの、または浅い凹状のもの。 F4 - 30 ~ 31
 - B: 商品保持部が金具型、袋型等のもの。 F5 - 2代
 商品の宣伝陳列のための設備具として、陳列する商品を逐次交換して使用するもの。 F5 - 2代
 商品を保持するもののうち、商品に付帯したままの状態の商品販売が行われるもの。 F4の各分類へ。
 陳列した商品完売の際には破棄する、商品の綴じつけ用、または貼着用の台紙。 F4 - 30 ~ 31

過去に分類した物品の名称	
陳列用ハンガー	